

津島市地域防災計画

－地震・津波災害対策計画編－

目 次

1 総則	1
1-1 計画の目的・方針	1
1-1-1 計画の目的	1
1-1-2 計画の性格	1
1-1-3 計画の構成	3
1-1-4 計画の修正	3
1-1-5 東日本大震災を踏まえた今後の対応	4
1-2 本市の特質と災害要因	5
1-2-1 自然的条件	5
1-2-2 県内における既往の地震とその被害	5
1-2-3 社会的条件	6
1-3 被害想定	8
1-3-1 被害想定のかえ方	8
1-3-2 地震・津波被害の予測及び減災効果	8
1-4 基本理念及び重点を置くべき事項	12
1-4-1 防災の基本理念	12
1-4-2 重点を置くべき事項	13
1-5 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
1-5-1 実施責任	15
1-5-2 処理すべき事務又は業務の大綱	16
2 災害予防	24
2-1 防災協働社会の形成推進	24
2-1-1 防災協働社会の形成推進	24
2-1-2 自主防災組織・ボランティアとの連携	25
2-1-3 企業防災の促進	28

2-2	建築物等の安全化	30
2-2-1	建築物の耐震化の推進	30
2-2-2	交通関係施設等の整備	32
2-2-3	ライフライン関係施設等の整備	33
2-2-4	文化財の保護	37
2-2-5	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	38
2-3	都市の防災性の向上	39
2-3-1	都市計画のマスタープラン等の策定	39
2-3-2	防災上重要な都市施設の整備	39
2-3-3	建築物の不燃化の促進	40
2-4	液状化対策	41
2-4-1	土地利用の適正誘導	41
2-4-2	液状化対策の推進	41
2-4-3	宅地造成の規制誘導	41
2-4-4	被災宅地危険度判定の体制整備	41
2-5	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	42
2-5-1	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	42
2-6	避難行動の促進対策	49
2-6-1	基本方針	49
2-6-2	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	49
2-6-3	緊急避難場所及び避難路の指定等	49
2-6-4	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	51
2-6-5	避難誘導に係る計画の作成	52
2-6-6	避難に関する意識啓発	53
2-7	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	56
2-7-1	基本方針	56
2-7-2	避難所の指定・整備	56
2-7-3	要配慮者支援対策	59
2-7-4	帰宅困難者対策	63
2-8	火災予防・危険性物質の防災対策	65
2-8-1	火災予防対策に関する指導	65
2-8-2	消防力の整備強化	66
2-8-3	危険物施設防災計画	66

2-8-4	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	67
2-8-5	毒物劇物取扱施設防災計画	67
2-9	津波等予防対策	69
2-9-1	津波防災体制の充実	69
2-9-2	津波防災知識の普及	72
2-9-3	津波等防災事業の推進	73
2-9-4	地盤沈下の防止	75
2-10	広域応援・受援体制の整備	76
2-10-1	広域応援・受援体制の整備	76
2-10-2	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	77
2-10-3	支援助資の円滑な受援供給体制の整備	78
2-10-4	防災活動拠点の確保等	78
2-11	防災訓練及び防災意識の向上	79
2-11-1	防災訓練の実施	79
2-11-2	防災のための意識啓発・広報	82
2-11-3	防災のための教育	84
2-11-4	防災意識調査及び地震相談の実施	86
2-12	震災に関する調査研究	87
2-12-1	震災に関する調査研究の推進	87
3	災害応急対策	88
3-1	活動態勢(組織の動員配備)	88
3-1-1	津島市災害対策本部の設置・運営	88
3-1-2	非常配備	90
3-1-3	その他の防災関係機関の活動	94
3-1-4	職員の派遣要請	94
3-1-5	労務供給	95
3-1-6	災害救助法の適用	98
3-2	避難行動	99
3-2-1	基本方針	99
3-2-2	津波警報等の伝達	99
3-2-3	避難の指示	101
3-2-4	住民等の避難誘導	103

3-3 災害情報の収集・伝達・広報	105
3-3-1 基本方針	105
3-3-2 被害状況等の収集・伝達	105
3-3-3 通信手段の確保	112
3-3-4 広報	115
3-4 災害救助法の適用	118
3-4-1 災害救助法の適用基準	118
3-4-2 職権の一部委任	118
3-5 応援協力・派遣要請	120
3-5-1 応援協力	120
3-5-2 応援部隊等による広域応援等	121
3-5-3 自衛隊の災害派遣	121
3-5-4 ボランティアの受入れ	126
3-5-5 防災活動拠点の確保	129
3-5-6 南海トラフ地震の発生時における広域受援	129
3-6 救出・救助対策	131
3-6-1 救出・救助活動	131
3-6-2 航空機の活用	132
3-7 消防活動・危険性物質対策	134
3-7-1 消防活動	134
3-7-2 危険物施設対策	137
3-7-3 高圧ガス貯蔵所対策	138
3-7-4 毒性劇物取扱施設対策	139
3-8 医療救護・防疫・保健衛生対策	140
3-8-1 医療救護	140
3-8-2 防疫・保健衛生	142
3-9 交通の確保・緊急輸送対策	145
3-9-1 基本方針	145
3-9-2 道路交通規制等	145
3-9-3 道路施設対策	149
3-9-4 緊急輸送手段の確保	150
3-10 浸水・津波対策	152
3-10-1 基本方針	152

3-10-2	浸水対策	152
3-10-3	津波対策	153
3-11	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	155
3-11-1	基本方針	155
3-11-2	避難所の開設・運営	155
3-11-3	要配慮者支援対策	158
3-11-4	帰宅困難者対策	160
3-12	水・食品・生活必需品等の供給	161
3-12-1	基本方針	161
3-12-2	給水	161
3-12-3	食品の供給	162
3-12-4	生活必需品の供給	164
3-13	地域安全対策	166
3-13-1	地域安全対策	166
3-14	遺体の取扱い	168
3-14-1	遺体の捜索	168
3-14-2	遺体の処理	169
3-14-3	遺体の埋火葬	170
3-15	ライフライン施設等の応急対策	172
3-15-1	上水道施設対策	172
3-15-2	下水道施設対策	172
3-15-3	一般通信施設等	173
3-15-4	郵便業務の応急措置	177
3-15-5	その他のライフライン	177
3-15-6	市、県及びライフライン事業者等における措置	178
3-16	住宅・建築物対策	179
3-16-1	基本方針	179
3-16-2	被災建築物の応急危険度判定	179
3-16-3	被災住宅等の調査	180
3-16-4	公共賃貸住宅等への一時入居	180
3-16-5	応急仮設住宅の設置及び管理運営	181
3-16-6	住宅の応急修理	183
3-16-7	障害物の除去	183
3-16-8	危険な状態にある建築物等	184

3-17	学校における対策	186
3-17-1	教育施設及び教職員の確保	186
3-17-2	応急な教育活動についての広報	188
3-17-3	教科書・学用品等の給与	188
4	災害復旧・復興	190
4-1	復興体制	190
4-1-1	基本方針	190
4-1-2	復興計画等の策定	190
4-1-3	職員の派遣要請	190
4-2	公共施設等災害復旧対策	191
4-2-1	基本方針	191
4-2-2	公共施設等災害復旧事業	191
4-2-3	激甚災害の指定	192
4-2-4	暴力団等への対策	194
4-3	災害廃棄物処理対策	195
4-3-1	基本方針	195
4-3-2	市における措置	195
4-4	震災復興都市計画の手続き	197
4-4-1	第一次建築制限	197
4-4-2	第二次建築制限	198
4-4-3	復興都市計画事業の都市計画決定	198
4-5	被災者等の生活再建等の支援	199
4-5-1	基本方針	199
4-5-2	罹災証明書の交付等	199
4-5-3	被災者への経済的支援等	199
4-5-4	住宅等対策	200
4-6	商工業・農林水産業の再建支援	202
4-6-1	基本方針	202
4-6-2	商工業の再建支援	202
4-6-3	農林水産業の再建支援	202

5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 ……203

5-1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 ……	203
5-1-1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 ……	203
5-1-2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 ……	203
5-1-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 ……	203
5-1-4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 ……	208

別紙 東海地震に関する事前対策 …… 1

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報 ……	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義 ……	1
第2章 地震災害警戒本部の設置等 ……	3
第1節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集 ……	3
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 ……	3
第3節 地震災害警戒対策本部の設置等 ……	3
第4節 警戒宣言発令時等の情報伝達 ……	4
第5節 警戒宣言発令時等の広報 ……	7
第6節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 ……	10
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ……	13
第1節 基本方針 ……	13
第2節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 ……	13
第3節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 ……	14
第4章 発災に備えた直前対策 ……	16
第1節 基本方針 ……	16
第2節 避難対策 ……	16
第3節 消防、浸水等対策 ……	18
第4節 社会秩序の維持対策 ……	19
第5節 道路交通対策 ……	20
第6節 鉄道 ……	22
第7節 バス ……	23
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 ……	24
第9節 生活必需品の確保 ……	27
第10節 金融対策 ……	27
第11節 郵政事業対策 ……	29
第12節 病院、診療所 ……	29

第13節	百貨店等	30
第14節	緊急輸送	30
第15節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	32
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	33
第1節	基本方針	33
第2節	道路	33
第3節	河川	33
第4節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	33
第5節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	35
第6節	工事中の建築物等に対する措置	36
第6章	他機関に対する応援要請	37
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	37
第2節	自衛隊の地震防災派遣	37
第7章	市民のとりべき措置	38
第1節	基本方針	38
第2節	家庭においてとりべき措置	38
第3節	職場においてとりべき措置	39